

議事要旨(5)セグメント情報開示専門委員会における検討状況について

新井常勤委員（専門委員長）及び高津研究員より、セグメント情報開示専門委員会における検討状況として、セグメント情報の開示数値の測定方法と関連情報の開示に係る部分の会計基準の文案に関する説明がなされた後、委員から主に次のような意見があった。

（セグメント情報の測定値に要求される特定の収益、費用、資産又は負債の「合理的な配分」について）

- ・ 「合理的な配分」であるかどうかを判断する何らかの指針を示すとしても、歯止めのものは必要かもしれないが、マネジメント・アプローチの趣旨とのバランスに留意する必要がある。
- ・ 現在の文案では、特定の項目の配分が合理的であることを要求する一方で、セグメントに対して不均整な配分がなされている場合には、その旨及びセグメント情報に与えている影響を注記することとしている。この内容について検討と整理が必要と考えられる。

（セグメント情報の測定方法が複数ある場合の取り扱いについて）

現在の文案では、国際的な会期基準の取扱いも参考に、報告セグメントの各開示項目は、企業の連結財務諸表を作成するにあたって採用する方法と最も整合的な測定方法でなければならないとしている。しかし、国際的な会計基準では、当該測定方法が連結財務諸表の作成のために採用する方法と最も整合しているのかどうかの判断は、「経営者の考え」に基づくことが定められており、こうした点を文案に織り込むべきである。

（組織変更等によるセグメンテーションの変更について）

- ・ 組織変更等によるセグメンテーションの変更の影響の注記に関しては、「当該情報を開示することが実務上困難な」場合に、当該情報に代えてその旨及びその理由を記載することができるものとしている。国際的な会計基準が「実務上不可能」な場合と規定していることと比べてレベル感が異なるため、表現を再検討すべきである。
- ・ 現在の文案では、「前事業年度の区分単位により当事業年度のセグメント情報」を開示することは検討されておらず、「当事業年度の区分単位により前事業年度のセグメント情報」を開示することだけが示されている。企業の年度間の比較可能性の確保という観点からは、米国基準と同様の対応をとり、一方に限定する必要はないと考える。

(関連情報における資産情報の開示について)

- ・ 資産情報の検討において、総資産情報の開示というのは、各セグメントに区分（配分）する企業の手間と、国際的な会計基準の扱いを考慮すれば、必要ない考える。

以上の意見を踏まえ、引き続き、会計基準等の文案を検討していくこととした。

以上